

目 次

○第1号（5月13日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
臨時議長挨拶	4
開会・開議	4
町長挨拶	4
日程第 1 仮議席の指定	5
日程第 2 議長の選挙	5
議長挨拶	6
日程の追加	7
追加日程第 1 議席の指定	8
追加日程第 2 会議録署名議員の指名	8
追加日程第 3 会期の決定	8
追加日程第 4 副議長の選挙	8
副議長挨拶	10
追加日程第 5 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任	10
追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任について	12
追加日程第 7 議会広報常任委員会委員の選任	14
追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任	15
追加日程第 9 発議第2号 予算決算特別委員会の設置について	16
日程の追加	18
追加日程第1 予算決算特別委員会委員の選任	18
追加日程第10 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙	19
町長挨拶	22
追加日程第11 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	23
追加日程第12 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告	26

追加日程第13	承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決 処分の報告と承認を求めることについて……………	30
追加日程第14	承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 に係る専決処分の報告と承認を求めることについて……………	34
追加日程第15	議案第35号 吉岡町税条例の一部を改正する条例……………	35
追加日程第16	同意第3号 吉岡町監査委員の選任について……………	39
追加日程第17	同意第4号 吉岡町教育委員会教育長の任命について（取り下げ）……………	40
追加日程第18	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	41
追加日程第19	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………	41
追加日程第20	議会議員の派遣について……………	41
町長挨拶……………		42
閉会……………		42

令和元年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和元年5月13日（月曜日）

議事日程 第1号

令和元年5月13日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任について
- 追加日程第 7 議会広報常任委員会委員の選任
- 追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 9 発議第 2号 予算決算特別委員会の設置について
(提案・質疑・討論・表決)
- 追加日程第 2第1 予算決算特別委員会委員の選任
- 追加日程第 10 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 追加日程第 11 報告第 2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 追加日程第 12 報告第 3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 追加日程第 13 承認第 1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 追加日程第 14 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第 15 議案第 35 号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第 16 同意第 3 号 吉岡町監査委員の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第 17 同意第 4 号 吉岡町教育委員会教育長の任命について (取り下げ)

追加日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程第 19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程第 20 議会議員の派遣について

出席議員（14人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
7番	五十嵐 善 一 君	8番	村越 哲 夫 君
9番	坂田 一 広 君	10番	飯島 衛 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財務課長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	笹沢 邦 男 君
会計課長	中澤 礼 子 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

事務局長（中島 繁君） おはようございます。私、事務局長の中島でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、村越哲夫議員が年長でございますので、臨時議長をお願いいたします。

村越議員、議長席へお進みください。

臨時議長挨拶

臨時議長（村越哲夫君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま紹介をいただきました村越哲夫でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会・開議

午前9時30分開会・開議

臨時議長（村越哲夫君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和元年第1回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

臨時議長（村越哲夫君） 町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

風薫る5月、季節はすっかり若葉まぶしい新緑の季節を迎えました。

本日、議員改選後、初議会開催に先立ち、ご挨拶申し上げます。

このたび、私、先般の統一地方選挙において今後の町政の担当をさせていただくこととなりました。これも町民皆様の温かいご支援のたまものと深く感謝申し上げます。

5月7日に初登庁、就任式を行い、まだ新町長としてスタートしたばかりで、改めて身の引き締まる思いで今議会に臨んでいるところでございます。国内の政治経済などの社会情勢を的確に捉え、今の吉岡町が置かれている状況をよく見きわめながら、今後の町政運営を進めていきたいと考えております。そして、町民皆様のご意見に耳を傾けてしっかり

と取り組んでまいりたいと思っています。

なお、具体的な施策などにつきましては、現在の町の情勢を町長としての立場でしっかりと把握した後で改めてお示ししたいと考えておりますので、しばらくご猶予を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、議員皆様とともに吉岡町の将来へのよりよい方向性、吉岡町の抱えている問題や課題について、しっかりと議論を深めてまいりたいと思います。

また、議員皆様も町民皆様のご支持をいただき、きょうの初議会を迎えられたことと存じます。恐らく私と同じように、議員の責任の重大さと今後の町民皆様への負託にどう応えていくか、議員活動に臨む決意を新たにされていることと思います。今後、ますますのご活躍くださいますようご祈念申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

臨時議長（村越哲夫君） それでは、これより議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（村越哲夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席を指定します。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（村越哲夫君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口をお閉めください。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（村越哲夫君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番飯塚憲治議員、4番・廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員の3名を指名いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時議長（村越哲夫君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。（「会議録署名人が、まだいいですか」「次期議長になってから」「済みません」の声あり）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票に当たっては被選挙人の氏名まで記入するようお願い申し上げます。

〔投票用紙を配付〕

臨時議長（村越哲夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（村越哲夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

臨時議長（村越哲夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

中島事務局長より番号をお呼び申し上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼により投票〕

臨時議長（村越哲夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（村越哲夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

立会人として3番飯塚憲治議員、4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（村越哲夫君） それでは、吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0。

有効投票のうち、山畑祐男議員 14票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、山畑祐男議員が議長に当選しました。

議場の出入り口をお開きください。

〔議場開鎖〕

臨時議長（村越哲夫君） ただいま議長に当選されました山畑議員が議場におられます。本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長挨拶

臨時議長（村越哲夫君） 当選されました山畑祐男議員に就任の挨拶をお願いいたします。

山畑議員、どうぞ。

〔議長 山畑祐男君登壇〕

議長（山畑祐男君） ただいま議長に就任いたしました山畑祐男でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様方のご推挙により吉岡町議会の議長に就任いたしました。ありがとうございます。しかし、その責務の重大さと責任の重さを今さらながら痛感しております。私はまだまだ未熟者でございますが、このような器ではございませんが、議員皆様方のご理解とご協力をいただきながら、諸先輩の築いてきた吉岡町議会のよき伝統を守りながら、町民の皆様や執行の皆様とともに、明るい未来に向けた、人に優しい、住みやすい吉岡町を目指していくことを目標に、微力ではありますが、無私無偏で職務に当たることをお誓いいたします。

また、議員皆様にはなお一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。簡単ではございますが、私の議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

臨時議長（村越哲夫君） それでは、山畑議長、議長席にお着き願います。

これをもって、私は臨時議長の職務を終了させていただきます。ご協力ありがとうございます。ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

〔臨時議長 村越哲夫君退席、議長 山畑祐男君議長席に着く〕

午前9時49分休憩

午前9時50分再開

議長（山畑祐男君） 再開いたします。

日程の追加

議長（山畑祐男君） それでは、この際、日程を追加したいと思います。

暫時休憩し、追加議事日程を配付させます。

午前9時51分休憩

午前9時52分再開

議長（山畑祐男君） それでは、再開いたします。

ただいま配付いたしました日程表どおり議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

配付しました議事日程第1号の追加1により会議を進めます。

追加日程第1 議席の指定

議長（山畑祐男君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、吉岡町議会会議規則第3条第3項の規定により、私の議席を14番とし、1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員、3番飯塚憲治議員、4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員、7番五十嵐善一議員、8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員、10番飯島 衛議員、11番岩崎信幸議員、12番平形 薫議員、13番小池春雄議員といたします。

直ちに移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時53分休憩

午前9時55分再開

議長（山畑祐男君） 再開いたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

議長（山畑祐男君） 追加日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

なお、会期日程は、配付の表のとおりでございます。

追加日程第4 副議長の選挙

議長（山畑祐男君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（山畑祐男君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番金谷康弘議員、7番五十嵐善一議員、8番村越哲夫議員の3名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票に当たっては、被選挙人の氏名まで記入するようお願いいたします。

〔投票用紙を配付〕

議長（山畑祐男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

議長（山畑祐男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

中島事務局長。

〔点呼により投票〕

議長（山畑祐男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

6番金谷康弘議員、7番五十嵐善一議員、8番村越哲夫議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（山畑祐男君） 吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、岩崎信幸議員 14票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、岩崎信幸議員が副議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（山畑祐男君） ただいま副議長に当選された岩崎信幸議員が議場におられます。本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長挨拶

議長（山畑祐男君） 副議長に当選されました岩崎信幸議員に、就任の挨拶をお願いいたします。

〔副議長 岩崎信幸君登壇〕

副議長（岩崎信幸君） 議員皆様の推挙により副議長に当選いたしました岩崎信幸でございます。

これから山畑議長を補佐し、また、執行、議員の皆様の力をかり、町のために力を尽くすつもりでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくをお願いいたします。

追加日程第5 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任

議長（山畑祐男君） 追加日程第5、総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任を議題といたします。

吉岡町議会委員会条例第2条及び吉岡町議会委員会条例運用規程第2条の規定により、各議員は総務産業常任委員会と文教厚生常任委員会のどちらかの常任委員会に選任するものとあります。総務産業・文教厚生各常任委員会委員をそれぞれ7名選任します。委員会条例第5条第2項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

選任については、ただいまから希望する各常任委員会を申し出ていただくため、所属希望調書を配付しますので、記入していただき、それを参考に議長が指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

暫時休憩し、所属希望調書を配付させます。

〔事務局所属希望調書配付〕

午前10時09分休憩

午前10時10分再開

議長（山畑祐男君） 再開します。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） なお、議会広報常任委員会への希望もありましたら、あわせて記入してください。

記入漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） それでは、事務局に所属希望調書を回収させます。

3番飯塚憲治議員。

3番（飯塚憲治君） 記入がおこなわれていますので、ちょっとお待ちください。

議長（山畑祐男君） はい。

3番飯塚議員。

3番（飯塚憲治君） 記入終わりましたので、続けてください。

議長（山畑祐男君） ほかに記入漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） それでは、事務局に所属希望調書を回収させます。

この所属希望調書に基づき、別室において正副議長で調整を行います。なお、各自の希望を優先させますが、調整の結果は希望どおりにならないこともありますことをご容赦いただきたいと思います。

休憩といたします。再開を10時30分といたします。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

議長（山畑祐男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それぞれの常任委員会委員を指名いたします。

総務産業常任委員会、2番富岡栄一議員、3番飯塚憲治議員、6番金谷康弘議員、8番村越哲夫議員、10番飯島 衛議員、11番岩崎信幸議員、そして、私の7人です。

次に、文教厚生常任委員会、1番小林静弥議員、4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、7番五十嵐善一議員、9番坂田一広議員、12番平形 薫議員、13番小池春雄議員の以上7人です。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員を各常任委員会委員に選任することを決定いたしました。

追加日程第6 議長の常任委員会委員の辞任について

議長（山畑祐男君） 追加日程第6、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

私は、総務産業常任委員会に所属することになりました。しかし、私は議長職に専念したいため、常任委員会の委員を委員会条例運用規程第3条の規定により、常任委員会の委員を辞任させていただきたいと思っております。

一旦、私の議席に戻りますので、議長席を副議長と交代いたします。

副議長、議長席へお願いします。

暫時、休憩といたします。

〔議長 山畑祐男君退席、副議長 岩崎信幸君議長席に着く〕

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

副議長（岩崎信幸君） 再開します。

地方自治法第106条の規定によりまして、私が臨時議長の職務を行います。

この件につきましては、山畑祐男議長の一身上に関することとありますので、地方自治法第117条の規定により除斥とします。

山畑祐男議長は退席をお願いします。

暫時休憩とします。

〔議長 山畑祐男君退席〕

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

副議長（岩崎信幸君） 再開します。

お諮りします。

山畑祐男議長の申し出のとおり、総務産業常任委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、よって、山畑祐男議長の総務産業常任委員会委員の辞任を許可することに決しました。

山畑祐男議長の入場を許可します。

〔議長 山畑祐男君入場〕

副議長（岩崎信幸君） 山畑祐男議長に申し上げます。

総務産業常任委員会委員の辞任の申し入れは許可されましたので、告知します。

議長席を議長に交代いたします。

暫時休憩といたします。

〔副議長 岩崎信幸君退席、議長 山畑祐男君議長席に着く〕

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

議長（山畑祐男君） 再開します。

ここで、総務産業・文教厚生各常任委員会の構成が決まりました。委員会条例第7条の規定により、総務産業・文教厚生各常任委員会の招集をただいまから行います。

委員会条例第6条の規定により、各委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員をお願いいたします。

総務産業常任委員会は委員会室でお願いいたします。委員のうち、年長委員は村越哲夫議員です。文教厚生常任委員会は全員協議会室でお願いします。委員のうち、年長委員は廣嶋 隆議員です。

直ちに協議をお願いいたします。

ここで、暫時休憩とします。

午前10時36分休憩

午前10時47分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

各委員会の年長議員から正副委員長の互選の結果報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会の結果報告を村越哲夫議員、登壇の上、報告をお願いいたします。

村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8番（村越哲夫君） 総務産業常任委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長に金谷議員、副委員長に村越議員と決定しましたので、報告いたします。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会の結果報告を廣嶋 隆議員、お願いいたします。

4番廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4 番（廣嶋 隆君） 文教厚生常任委員会の正副委員長の互選結果につきまして、委員長に五十嵐善一議員、副委員長に廣嶋 隆議員と決定しましたので、報告いたします。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、総務産業・文教厚生常任委員会の正副委員長が決定されました。各委員長の挨拶は、追加日程第10が終了した後にあわせて行います。

追加日程第7 議会広報常任委員会委員の選任

議長（山畑祐男君） 追加日程第7、議会広報常任委員会委員の選任を議題といたします。

委員会条例運用規程第2条第2項において、議会広報常任委員会委員は、総務産業、文教厚生各常任委員会から少なくとも1人を選任するものとあります。

委員の選任については、私、議長から指名したいと思います。

お諮りします。

議長により指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

それでは、議会広報常任委員会の委員を指名します。

1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員、3番飯塚憲治議員、4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、7番五十嵐善一議員、8番村越哲夫議員の以上7人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よって、議会広報常任委員会委員が選任されました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、議会広報常任委員会の招集をいたします。

委員会条例第6条の規定により、委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員をお願いいたします。委員のうち年長委員は村越哲夫議員です。

直ちに委員会室において協議をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時51分休憩

午前10時54分再開

議長（山畑祐男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会広報委員会の村越哲夫議員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 議会広報常任委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長に富岡大志議員、副委員長に飯塚憲治議員と決定しましたので、報告いたします。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、議会広報常任委員会の正副委員長が決定されました。

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

議長（山畑祐男君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

お諮りいたします。

議長により指名することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

なお、定数は6人です。

それでは、議会運営委員会の委員を指名します。

5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員、7番五十嵐善一議員、10番飯島 衛議員、12番平形 薫議員、13番小池春雄議員の6人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員が選任されました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。なお、互選に関する職務は吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員をお願いいたします。委員のうち年長委員は平形 薫議員です。

直ちに委員会室で協議をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時04分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

平形 薫議員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

平形議員。

〔12番 平形 薫君登壇〕

1 2 番（平形 薫君） それでは、報告いたします。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果につきましては、委員長に私、平形 薫、副委員長に飯島 衛議員と決定いたしましたので、報告をいたします。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告のとおり正副委員長が決定されました。

ここで、発議書を配付のため、暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時06分再開

議長（山畑祐男君） 再開します。

追加日程第9 発議第2号 予算決算特別委員会の設置について

議長（山畑祐男君） 追加日程第9、発議第2号 予算決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提出者の金谷康弘議員の提案説明を求めます。

金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6 番（金谷康弘君） 発議第2号

予算決算特別委員会の設置について

表記の議案を地方自治法第112条第2項及び吉岡町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年5月13日

吉岡町議会

議長 山畑 祐男 様

提出者 町議会議員 金谷 康弘

賛成者 町議会議員 富岡 大志

提案理由

予算及び決算を重点的に審議するため、特別委員会を設置する。

予算決算特別委員会の構成及び調査事項の内容。

1. 予算決算特別委員会の調査研究

(1) 一般会計予算及び決算に関する審査及び調査並びにそれに関連する事務の調査。

(2) この特別委員会は、議会の閉会中でも調査研究を行うことができる。

2. 委員の定数

13人。

以上です。

議長（山畑祐男君） 提案説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

13番小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今回、一般会計のみという考えのようでありませけれども、他会計におきましても一般会計歳入歳出とも予算の中で動きがありますけれども、当然、いろいろな自治体を見ますと、予算決算委員会を全員でやっているところが最近ふえてきて、全員入っていますから、私はこの中に特別会計も含めてもいいのではないかとというふうに常々思っていました。また、私たちが視察に行ってもほとんどがそういう形でやっていました。今のこれからの動きというのは、それぞれの常任委員会等では事業評価とかというような観点で委員会活動なんかも活発にするために、実質その予算審議というのは全体ですから、全体ですることによってそちらのほうを活発にしていくというような傾向が見えています。そういうので、私はあえて一般会計のみならず、特別会計もこの中に入れると全員での審査ができますから、そのほうが合理性があるのではないかとというふうに考えますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） よろしいでしょうか。予算決算、今度全員になりました。私自体も一応評価だとかいろいろやっていきたいなど、いろいろと考えてはおります。そういうことはいろいろ今後のことについて、いろいろまた検討していきたいと思っていますので、今ここでどうのこうのじゃなくて、今後の検討課題ということで、そういうことをご了承お願いいたします。

以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷議員、ご苦労さまでした。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。
よって、そのとおり決めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
発議第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。
よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
ただいま、予算決算特別委員会の設置が決まりました。

日程の追加

議 長（山畑祐男君） ここで、予算決算特別委員会委員の選任を議事日程に追加したいと思います。
ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、議事日程を追加します。
事務局に追加議事日程を配付させますので、暫時休憩といたします。
午前11時11分休憩

午前11時12分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。
議事日程第1号の追加2により、会議を進めます。

追加日程2第1 予算決算特別委員会委員の選任

議 長（山畑祐男君） 追加日程2第1、予算決算特別委員会委員の選任を議題とします。
特別委員会の委員の選任については、吉岡町議会委員会条例第5条第2項に、議長が会議に諮って指名することとあります。
議長により指名したいと思います。
ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、指名します。

1 番小林静弥議員、2 番富岡栄一議員、3 番飯塚憲治議員、4 番廣嶋 隆議員、5 番富岡大志議員、6 番金谷康弘議員、7 番五十嵐善一議員、8 番村越哲夫議員、9 番坂田一広議員、10 番飯島 衛議員、11 番岩崎信幸議員、12 番平形 薫議員、13 番小池春雄議員、以上13名でございます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会委員が選任されました。

ここで、直ちに予算決算特別委員会の招集を吉岡町議会委員会条例第7条第1項の規定により行います。

また、同第2項の規定により、委員のうち年長議員である村越哲夫議員に正副委員長の互選に関する職務を行っていただきます。

予算決算特別委員会の委員13名の方は、全員協議会室において正副委員長の互選をしてください。

その間、暫時休憩といたします。

午前11時14分休憩

午前11時23分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

それでは、互選の結果を発表していただきます。村越哲夫議員よりお願いいたします。村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 予算決算特別委員会の正副委員長の互選結果につきまして発表いたします。

委員長に小池春雄議員、副委員長に小林静弥議員と決定しましたので、報告いたします。

よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告のとおり、正副委員長が決定されました。

追加日程第10 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議 長（山畑祐男君） 追加日程第10、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を議題といたします。

事務局長に説明を求めます。

〔事務局長 中島 繁君発言〕

事務局長（中島 繁君） それでは、説明させていただきます。

この渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村で組織されております。

組合規約第3条に基づき事務を共同処理しており、第5条では議会の議員の定数が定められており、吉岡町では定数3名であります。

第6条では、吉岡町の定数のうち1名は議会議長の充て職ですので、残り2名を町議会議員から選挙することになります。

以上です。

議長（山畑祐男君） 事務局長の説明が終わりました。渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（山畑祐男君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に9番坂田一広議員、13番小池春雄議員、3番飯塚憲治議員の3名を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。1名の方の氏名を記入していただきます。投票に当たっては、被選挙人の氏名まで記入するようにお願いします。法定得票数を超えた上位2名の方が当選となります。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙を配付〕

議長（山畑祐男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

議長（山畑祐男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[点呼により投票]

議長（山畑祐男君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

9番坂田一広議員、13番小池春雄議員、3番飯塚憲治議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

議長（山畑祐男君） 吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、小池春雄議員 7票

平形 薫議員 6票

飯島 衛議員 1票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、小池春雄議員と平形 薫議員が当選しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

議長（山畑祐男君） ただいま当選された小池春雄議員と平形 薫議員が議場におられます。本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、各委員会の委員長が決定されていますので、委員長から副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いいたします。

最初に、総務産業常任委員長、金谷康弘議員、お願いいたします。

金谷議員。

[総務産業常任委員長 金谷康弘君登壇]

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 総務産業常任委員会の委員長に選任されました金谷であります。副委員長に村越哲夫議員が選任されました。

誠心誠意職務に当たりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員長、五十嵐善一議員、お願いいたします。

五十嵐議員。

〔文教厚生常任委員長 五十嵐善一君登壇〕

文教厚生常任委員長（五十嵐善一君） 先ほど文教厚生常任委員会において互選によりまして委員長に私、五十嵐善一、副委員長に廣嶋 隆議員が選任されました。私、文教厚生常任委員長として、この令和の時代になってもいろいろな事件が発生するかと思いますけれども、それらに的確に対応して、委員会としての権能を全うできるよう努力する所存でございます。今後も引き続き、議員皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、就任の挨拶にかえさせていただきます。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

続きまして、議会広報常任委員長、富岡大志議員、お願いいたします。
富岡議員。

〔議会広報常任委員長 富岡大志君登壇〕

議会広報常任委員長（富岡大志君） 議会広報常任委員会委員長を仰せつかりました富岡大志でございます。副委員長には飯塚憲治議員が選任されました。読みやすく、親しみやすい議会広報となるよう努めてまいりたいと思います。
皆様のご協力よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

続きまして、議会運営委員長、平形 薫議員、お願いいたします。
平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。

議会運営委員長を仰せつかりました平形でございます。副委員長には飯島 衛議員でございます。議員皆様のご協力を得まして円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

続きまして、予算決算特別委員長、小池春雄議員、お願いいたします。
小池議員。

〔予算決算特別委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） 予算決算特別委員会に選任をされました委員長の小池春雄です。副委員長に小林静弥議員が選ばれました。公平、公正な委員会運営に努めますので、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） ここで、正副議長及び各委員会の構成が決まりましたので、執行を代表いたしまして、柴崎町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ご指名がございましたので、執行を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

正副議長、そして各常任委員会、特別委員会等、構成が十分協議していただき決まりました。まことにおめでとうございます。今後、議員各位のご活躍と議会運営のさらなる発展をご祈念申し上げます。立派な議会構成ができましたことを心よりお喜び申し上げますとともに、なお一層ご理解とご協力をお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

ここで昼食休憩といたします。再開は午後1時よりお願いいたします。

済みません。昼食休憩の前に、休憩として全員協議会を行いますので、全員協議会室にお集まりください。その後、休憩といたします。よろしく申し上げます。

午前11時42分休憩

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

追加日程第11 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（山畑祐男君） 追加日程第11、報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額31万9,924円。損害賠償の相手方は、住所、氏名とも記載のとおりでございます。

事故の状況であります、平成31年2月26日午後3時ごろ、吉岡町大字北下地内の町道にて、派遣契約を結んでおりますシルバー人材センターの道路作業員が道路の亀裂補修を行った際に発生した事故で、補修の際に使用したアスファルト乳剤が車両が通行した際に飛びはね、車両の角を中心に付着をし汚損をさせたものでございます。

原因としては、作業時の安全確保の不手際によるもので、通行どめや注意喚起の看板等設置対策を講じていなかったことにより通行車両に損壊を与えてしまったものであります。

このたび、町と損害賠償の相手方との当事者間での示談が成立し、和解となりましたので、報告をするものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金31万9,924円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認いたしました。

なお、損害賠償の金額31万9,924円は、町が加入をしております全国町村会総合賠償補償保険から支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最近、このような事例が大変ふえていまして、以前も道路の草刈り中、石がはねたとか、これ全てが注意すれば済んだことなんですよ。しかし、こういう事故がちょっと私は多く見かけられるんですよ。どうも、そういう注意喚起がまだ不十分ではないかというふうに思っていますけれども、その辺はどのようになっていますか。恐らく再三にわたって注意はしているんでしょうけれども、しかし、ちょっとした不注意で、防げる事故が相次いでいるというのが今までのものについてだと思えますよね。これに対して、もう少し真剣に取り組む必要があるかと思えますけれども、その辺、どのように考えているかをお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 議員おっしゃられましたとおり、この事故に関して、それ以外のもの

につきましても、単純にヒューマンエラー的なものが多いというようなことをご指摘かと思えます。これにつきましては、道路作業員については町が派遣契約を結んでおりますシルバー人材センターの方です。必ずしも土木工事、そういったものを専門とする方が作業をされておるとは限りません。町が責任を持ちまして安全確保、それから損害防止が徹底されるよう指導を徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その回答は何回も聞いているんですね。今言われたようにヒューマンエラーというようなことがありました。だから、以前もシルバー人材に委託をして、石が飛んで車のガラスが割れたとかで損害賠償請求があつて、しかし、これも保険というのは、事故が起きれば起きるほど高くなっていきますよね。保険から出るんだからいいやという考えではなくて、やはり、果たしてこの仕事がシルバー人材センターへ出すのが適当であったかどうかというところまで私は検討しなければならないものだと思うんですよ、こういう事故がたびたび多発するということは。だから、そういうことも含めて、しっかりとした対応をすべきなんだというふうに思うんですけれども、ありきたりの回答ではいつになってもこういう事故というのは減らないと思うんですよ。もう少し真剣に取り組む必要があると思うんですけれども、その辺を本当にどう考えているか。今後の対応策ですね。注意喚起にまた強く言うということは何回も聞いているんですけれども、同じ事例が幾つも発生しているということですから、抜本的に少し考え方を変えなければならないと思いますけれども、もう少し頭で考えた、ちょっと回答を得たいと思いますけれども。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） ただいまご指摘がございました件でございますけれども、当然、シルバー人材センター、専門的部分、十分承知しているところではございません。状況によりましては、専門業者、土木業者等への発注ということでも対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は、報告でございますので、これにて終結いたします。

追加日程第12 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議長（山畑祐男君） 追加日程第12、報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告ですが、地方自治法第243条の3第2項の規定により吉岡町土地開発公社の平成30年度の事業並びに決算概要、令和元年度の予算、事業及び資金に関する計画について議会に報告するものです。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、報告書の内容について説明させていただきます。

説明については、公社が提出されました平成30年度決算書、令和元年度予算書により説明させていただきます。なお、「平成31年度」、「令和元年度」の表記の違いにつきましては、それぞれ文書作成時における元号対応の結果生ずるものでございまして、基本的には同一年度を意味するものでありますとご理解をいただければと考えております。

まず、平成30年度の事業概要ですが、お手元の平成30年度吉岡町土地開発公社決算書の2ページをごらんください。

事業報告から説明させていただきます。事業概要の総括事項として、本年度における吉岡町土地開発公社の事業といたしましては、公有地取得事業の用地取得及び用地売却はございませんでした。

経営の状況についてですが、本年度決算は、収益的収支において、収入2,013円、支出196万7,571円となり、差し引き196万5,558円の損失を計上し、繰越準備金は2,037万8,990円となり、資本的収支につきましては、収入、支出いずれもゼロ円となり、差し引きゼロ円となりました。

続きまして、1枚はぐっていただきまして、4ページをごらんください。

まず、収益的収入について説明させていただきます。全て決算額のみ読み上げさせていただきます。事業収益はゼロ円となっております。2の事業外収益については2,013円で、内訳といたしましては、第1項受取利息は2,013円、第2項雑収益がゼロ円となり、収益的収入の合計は2,013円となります。

続きまして、5ページをごらんください。

収益的支出についてですが、1の事業原価については、執行がございませんでした。2

の販売費及び一般管理費については196万7,571円となっております、事務経費となっております。3の事業外費用、4の特別損失、5の予備費については、執行がございませんでしたので、支出の合計は196万7,571円となります。

続いて、6ページをごらんください。

資本的収支についてですが、こちらは収入、支出ともにゼロ円となっております。

続いて、損益計算書、7ページをごらんください。

3の販売費及び一般管理費は196万7,571円で、先ほどご説明いたしましたとおりとなります。事業総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引きますとマイナスとなりますので、事業損失が196万7,571円となります。

4の事業外収益についてですが、(1)受取利息が2,013円のみで、事業外収益は2,013円となります。

5の事業外費用については、ゼロ円となっております。

事業損失に事業外収益を加算し、そこから事業外費用を差し引きまして、経常損失が196万5,558円となります。特別利益、特別損失、予備費についてはございませんので、当期純損失及び当期損失は196万5,558円となります。

続いて、8ページをごらんください。

貸借対照表についてご説明申し上げます。

最初に、資産の部ですが、1の流動資産は、現金及び預金が2,102万741円のみとなりまして、合計も2,102万741円となります。

現金及び預金の内訳ですが、11ページに明細書がございますので、こちらで説明をさせていただきます。11ページをごらんください。

現金の残高はございません。

預金につきましては、当座はございませんので、普通預金が、群馬銀行吉岡支店が101万9,741円、北群渋川農業協同組合吉岡支所が1,000円、定期預金が、北群渋川農業協同組合吉岡支所で2,000万円となっております。

8ページへお戻りください。

公有用地は、現在所有しておりませんので、2の固定資産はマイクロバスの2台分で残存分が435万8,249円です。

これによりまして、資産の部の計は2,537万8,990円となります。

続いて負債の部ですが、ゼロ円となっております。

続きまして、資本の部でございますが、1の資本金、(1)の基本財産が500万円でございます。こちらは、設立団体であります町からの出資金となっております。

2の準備金については、(1)の前年度繰越準備金が2,234万4,548円、

(2) 当期純損失が196万5,558円で、合計2,037万8,990円となります。

これによりまして、資本の部の合計は2,537万8,990円となります。

負債資本の合計は、負債の部がゼロ円、資本の部が2,537万8,990円で、2,537万8,990円となりまして、資産の部の合計と一致する形となります。

決算書の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、ページをはぐっていただきまして、こちら、平成31年度の記載になっておりますけれども、令和元年度の予算、事業計画及び資金計画で予算の説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

こちら、第2条でございますが、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございまして、収益的収入は3,000円、収益的支出は230万8,000円で、差し引き230万5,000円の損失が見込まれております。

次に、第3条で、資本的収入及び支出の予定額を定めておりますが、令和元年度当初では事業を予定しておりませんので、資本的収入額及び支出額ともにゼロ円となっております。

続いて、3ページをごらんください。

第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額については、借り入れの予定がございませんので、ゼロ円となっております。

ページをはぐっていただきまして、4ページをごらんください。

前段の四角が事業計画、下の段が資金計画となっております。事業計画については、本年度予定がございませんので、全てゼロ円ということでございます。資金計画につきましては、受入資金について受取利息の3,000円と前年度繰越金の2,080万5,000円で、受入資金合計額は2,080万8,000円となっております。支払資金は、販売費及び一般管理費のうち、マイクロバスの減価償却費を除いた70万7,000円と予備費の10万円で、支払資金の本年度予定額は80万7,000円となりまして、受入資金からの支払資金を差し引いた額が2,000万1,000円となっております。

なお、本年度中の前年度決算見込額の差し引き及び本年度の予定額の前年度繰越金につきましては、決算前の見込額となっておりますので、先ほどご説明申し上げました平成30年度の決算書に記載された額とは若干異なっておりますので、あらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算説明書については、添付がございまして、説明は割愛させていただきます。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 新しくなった町長にお伺いしますけれども、この土地開発公社というのは、そもそもバブル期のときに公有地の先行取得ということで始まった制度でありまして、最近でありますと土地開発公社を解散しているというところが圧倒的に多いと思うんです。というのは、議会の議決を経ずに公有地の確保ということでこの土地開発公社が用地を買えるということで、議会の形骸化させるんだということがあって、今、どんどんなくなっていると思うんですよね。今、どちらかという、開発公社が残っているほうが少ないと思います。

そういう中で吉岡町が土地開発公社を続けていく理由があるのかどうかというふうには私は疑問を持たざるを得ないんですけれども、町長はこの土地開発公社の今後についてどのような考えを持っているか、まずお尋ねします。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) 土地開発公社につきましては、これからも、吉岡町としましてはこれから企業誘致等を含めた中でまた考えていきたいと思っております。

議長(山畑祐男君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) ちょっと意味がわからないんですけれども、考えていきたい。私はこの土地開発公社というのはそろそろなくでもいいんじゃないかという考えなんです。というのは、企業誘致があったとしても、議会の議決を経れば買えるわけですから。しかし、この土地開発公社というものは、公社が先行取得をできるんですよね。議会の議決というのは後でいいわけですから、買ってしまうんです。だから、そういうことで議会は形骸化するということで、私はいろいろな市町村はやめるんだと思うんです。だから、なくても、買うときは町の一般会計でも買えますから。要するに、これは先行取得ができるんです。買って置いて後で議事に報告するというものですから、そうすると議会が形骸化するんですよ。そこに私は問題があるんじゃないか。問題がなければ、恐らくまだ日本中みんなやっていると思うんです。ぜひ、土地開発公社の県内の実態でも調べていただければわかると思うんですけれども、幾らも残っていないと思いますよ。やっぱり、うまくないという考えが圧倒的なんです。でも、バブルのときはこれが必要だったんですよ。ですから、そろそろ、議会というものがあるんですから、こんなところで先行取得しなくても私はいいのではないかというふうには思うんです。いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 周辺町村等をまた調査しながら庁内での協議等もしていきたいと思っています。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

追加日程第 1 3 承認第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（山畑祐男君） 追加日程第 1 3、承認第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、3 月 3 1 日付をもって専決処分とさせていただきます。このため、同条 3 項の規定により報告し、ご承認を求めるところでございます。

なお、詳細につきましては財務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、承認第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成 3 1 年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されたため、吉岡町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じたものであります。

今回の改正の主なものは、次の点についての改正となります。

1点目は、消費税率引き上げに伴う対応として、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充する規定の整備。

2点目は、固定資産税における高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置と平成28年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の新設に伴う規定の整備。

3点目は、軽自動車税の税率の特例の改正に伴う規定の整備。

4点目は、東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の改正に伴う規定の整備。

5点目は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回路の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を利用することが困難であると認められる場合の措置等の新設に伴う規定の整備となります。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

A4、14ページまでである吉岡町税条例新旧対照表、第1条による改正をごらんいただきたいと思えます。右側の旧が改正前、左側の新が改正後ということで、下線が引かれている部分が改正箇所となっております。

まず、1ページをごらんください。

附則第7条の3の2ですが、消費税の引き上げに伴う対応として、住宅借入金特別控除、住宅ローン控除に係る特別特定取得、いわゆる消費税率10%で購入した場合の控除期間を拡充する規定の整備となります。

続く第2項の削除は、住宅ローン控除の個人住民税における適用手続の要件緩和に伴い、住宅ローン控除に係る申告要件を廃止するものとなります。

2ページ目をごらんください。

第3項についても同様の規定の整備となります。

続いて、第10条の2ですが、3ページまでは法附則第15条第17項の特例の規定の追加による項ずれを直す規定の整備となります。

3ページ下段から4ページをごらんください。

4ページ上段の第10条の3第6項ですが、高規格堤防、いわゆるスーパー堤防の整備に伴う建替家屋に係る減額措置の新設による規定の整備となります。

続いて、第7項から5ページ及び6ページ中段の第13項までは、この高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受ける新築住宅等の範囲の新設に伴う項ずれを反映する規定の整備となります。

6ページ中段をごらんください。

第10条の4第1項から8ページ下段の第4項まで、こちらは新設となりますが、内容は、熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の新設に伴う規定の整備となります。

続きまして、9ページ上段、第16条ですが、軽自動車税の税率の特例の改正に伴う規定の整備となります。内容については、第1項が軽自動車税の重課、いわゆる軽自動車税の経年重課を平成31年度に限ったものとし、9ページ、第2項から11ページ、第4項までの削除が平成29年度分の軽課、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例の規定の削除をする規定の整備となります。

11ページをごらんください。

中段、第2項から13ページ中段まで、こちらは前項の平成29年度分の規定を削除する改正に伴い、平成30年度分及び平成31年度分の軽課、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例について、現行の第5項から第7項が第2項から第4項へ繰り上がる規定の整備となっております。

13ページをごらんください。

第16条の2は、先ほどの改正に伴う同様の規定の整備となります。

13ページ下段から14ページをごらんください。

第22条第3項、第4項ですが、こちらは東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の改正に伴う規定の整備となっております。

続きまして、A4、3ページまである2枚紙、吉岡町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、第2条による改正をごらんいただきたいと思います。

こちらは吉岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する改正となります。

それでは、2ページ上段をごらんください。

営業用、自家用とある行の前に、それぞれ1文字、スペースを入れるものでございます。

続きまして、2ページ下段、第15条の6第2項及び3ページ上段ですが、こちらは軽自動車税のグリーン化特例が段階的に分けて改正される附則第16条の改正に伴い、平成31年4月1日施行の条例と平成31年10月1日施行の条例をつなぐための規定の整備となっております。

続きまして、A4、4ページまである2枚紙、吉岡町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、第3条による改正をごらんいただきたいと思います。

こちらは吉岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する内容となります。

まず、2ページ目最上段、第13項から3ページ中段、第17項まで、こちらは大法人、いわゆる資本金1億円を超える法人に対する申告書の電子情報処理組織、eLTAx等による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回路の故障、災害、

その他の理由により電子情報処理組織、e L T A X等を使用することが困難であると認められる場合には、申告期限の延長や紙による申告などをやむを得ず認める措置について新設する規定の整備となっております。

1ページに戻り、上段第1条から第12項までは、さきの整備により新たに5つの項が新設されたための規定の整備となります。

3ページ下段、附則第1条をごらんください。

こちらにも同様に項の新設に伴う規定の整備となります。

4ページ、第2条をごらんください。

こちらにも項の新設に伴う規定の整備となります。

続きまして、A4縦の議案書本文にお戻りいただきたいと思います。

議案書の7ページ下段の附則をごらんください。

第1条は、施行期日となり、平成31年4月1日となります。

第2条は、町民税に関する経過措置です。

第3条は、固定資産税に関する経過措置です。

8ページをごらんください。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立者多数。賛成者多数。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

追加日程第14 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（山畑祐男君） 日程第14、承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、施行期日が平成31年4月1日であることから、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、専決処分をし、その報告と承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額分の課税限度額を3万円引き上げ、今までの課税限度額58万円が61万円となり、高所得者に負担を求めるものです。このことにより、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分を合わせた国民健康保険税全体の課税限度額は93万円から96万円になります。また、軽減措置の5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡大し、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るものです。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で改正前、左側の列が新で改正後ということをお願いするものでございます。

旧の第2条第2項中、下線、58万円及び第23条第1項中の下線、58万円をそれぞれ61万円に改め、基礎課税額を3万円引き上げるものです。

次に、旧の第23条第2号中の下線、27万5,000円を28万円に改め、5割軽減の基準を5,000円拡大するものであります。

次に、2ページ。

旧の同項第3号中の下線、50万円を51万円に改め、2割軽減の基準を1万円拡大するものであります。

議案書の2ページをごらんください。

附則とし、1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

追加日程第15 議案第35号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第15、議案第35号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第35号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。

なお、詳細につきましては財務課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第35号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものとしては、次の点についての改正となります。

1点目として、ふるさと納税の措置対象を特例控除対象寄附金とするものに伴う規定の整備。

2点目として、単身児童扶養者の扶養親族等申告書への追加に伴う規定の整備と、これを非課税措置の対象とする規定の整備。

3点目として、軽自動車税の環境性能割の非課税、賦課徴収の特例に関する規定の整備。

4点目として、軽自動車税の種別割の税率、賦課徴収の特例に関する規定の整備となります。

本条例は、第1条から第3条まででございます。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第1条について、A4横、4ページまでである2枚紙、吉岡町税条例新旧対照表、第1条による改正をごらんいただきたいと思います。右側の旧が現行、左側の新が改正案ということで、下線が引かれている部分が改正箇所となっております。

まず、1ページをごらんください。

第34の7第1項及び第2項ですが、ふるさと納税の措置対象を総務大臣が指定する市町村に対する寄附金、特例控除対象寄附金とする規定の整備となります。

第7条の4ですが、寄附金税額控除におけるふるさと納税の特例の改正に伴う規定の整備となります。

2ページをごらんください。

中段、第9条ですが、第1項及び3ページ目の第2項、第3項は、申告特例の対象、いわゆるワンストップ特例の対象を特例控除対象寄附金とする規定の整備となります。

3 ページ下段、第9条の2ですが、特例控除対象寄附金を支出し申告特例通知書が送付されたときに、いわゆるワンストップ特例に申告特例控除額の適用があるものとする規定の整備となります。

続きまして、第2条による改正についてご説明いたします。

A4、5枚紙、10ページまである吉岡町税条例新旧対照表、第2条による改正をごらんいただきたいと思います。

1 ページの第36条の2第7項ですが、申告書記載事項の簡素化になります。前年において支払いを受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の市長村民税の申告書を提出するときは、その記載事項の一部を施行規則で定める記載によることができるものとする規定の整備でございます。

第36条の3の2ですが、単身児童扶養者の扶養親族等申告書の給与所得者に対する記載事項への追加に伴う規定の整備となります。

2 ページをごらんください。

上段、第36条の3の3ですが、単身児童扶養者の扶養親族申告書の年金受給者に対する記載事項への追加に伴う規定の整備となります。

3 ページをごらんください。

下段、第36条の3の3第4項ですが、36条の2の改正に伴う規定の整備となります。

4 ページをごらんください。

中段、第15条の2ですが、消費税の引き上げに伴う対応として、特定期間、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に自家用軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減し、税率1%のものを臨時的軽減により非課税とする規定の整備となります。

第15条の2の2ですが、日本赤十字社が所有する軽自動車税環境性能割の非課税についても、当分の間、賦課徴収を行う県と町で取り扱いを合わせる必要があることから、減免の取り扱いと同様に、吉岡町税条例の附則に軽自動車税環境性能割の非課税の範囲の特例を設ける規定の整備となっております。

5 ページをごらんください。

第15条の2の3第2項、第3項、6ページ、第4項は、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合は、そのメーカー側を取得者とみなし、その不足分を支払うという環境性能割の賦課徴収の特例を定める規定の整備となります。

6 ページをごらんください。

中段、第15条の6第3項ですが、消費税の引き上げに伴う対応として、特定期間、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に自家用軽自動車を取得した場合、環境性

能割の税率を1%分軽減し、税率2%のものを臨時的軽減により1%とする規定の整備となります。

第16条は、軽自動車税の種別の重課、いわゆる軽自動車税の経年重課の規定の整備となります。

7ページをごらんください。

第2項、第3項、8ページ、第4項は、令和2年度分及び令和3年度分の軽減、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例を新設する規定の整備となります。

9ページをごらんください。

第16条の2第1項、第2項、10ページ、第3項は、自動車メーカーによる不正行為に起因した納付不足額が生じた場合における、こちらは種別割の賦課徴収の特例を定める規定の整備となります。

続きまして、第3条による改正についてご説明いたします。

A4、1枚紙、吉岡町税条例新旧対照表、第3条による改正をごらんいただきたいと思っております。

1ページをごらんください。

第24条は、単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加する規定の整備となります。

2ページをごらんください。

第16条第5項は、令和4年度分及び令和5年度分の軽減、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例の対象を電気自動車に限った上で新設する規定の整備となります。また、その下の第16条の2及び1ページの第16条は、この第5項を新設することによって生じた規定の整備となります。

続きまして、A4縦、議案書本文にお戻りください。

4ページ下段の附則をごらんください。

第1条は、施行期日となります。

5ページ中段をごらんください。

第2条及び6ページ上段、第3条、中段、第4条は、町民税に関する経過措置です。

第5条及び第6条は、軽自動車税に関する経過措置です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから起立によって採決を行います。

議案第35号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

追加日程第16 同意第3号 吉岡町監査委員の選任について

議長（山畑祐男君） 日程第16、同意第3号 吉岡町監査委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、坂田一広議員を除斥といたします。坂田一広議員は、議事が終了するまで退席を願います。

〔9番 坂田一広君退席〕

議長（山畑祐男君） ここで、暫時休憩といたします。

午後1時48分休憩

午後1時48分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第3号 吉岡町監査委員の選任について、提案説明をさせていただきます。

地方自治法第196条の規定に基づき、1人の選任をしたいので、同意をお願いするものであります。

選任の同意を求める監査委員は、坂田一広氏でございます。生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号については、吉岡町議会会議規則第37条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

坂田一広議員の入場を許可します。

〔9番 坂田一広君入場〕

議 長（山畑祐男君） ここで、暫時休憩とします。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

坂田一広議員に申し上げます。

同意第3号は同意されたことを報告いたします。

追加日程第17 同意第4号 吉岡町教育委員会教育長の任命について（取り下げ）

議 長（山畑祐男君） 追加日程第17、同意第4号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてで

ございますけれども、町長より取り下げにより議長がこれを許可いたしました。

よろしくお願ひします。

追加日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 追加日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 追加日程第19、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会広報常任委員長から所管事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第20 議会議員の派遣について

議長（山畑祐男君） 追加日程第20、議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

これで、令和元年第1回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 閉会の前に町長の発言の申し入れを許可いたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和元年第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、改選後初めての議会ということで、正副議長、また各常任委員長、特別委員会委員長等の議会構成ができ、議会活動がスタートできたことを心からお喜び申し上げます。

また、議案1件、同意1件、報告2件、承認2件を提案させていただきましたが、いずれも可決いただき大変ありがとうございました。

なお、教育長任命同意案件につきましては、改めて提案させていただきたいと思っております。よろしくご配慮のほどをお願い申し上げます。

議員各位のますますのご活躍をご祈念申し上げまして閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

閉 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和元年第1回吉岡町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後1時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会臨時議長 村 越 哲 夫

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会副議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 小 林 静 弥

吉岡町議会議員 富 岡 栄 一